

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第二百十四號

外國人登録令第四條第一項又は附則第二項の規定による登録申請期間を同令第四條第二項又は附則第二項の規定により七月三十一日まで伸長する。

昭和二十二年五月二十四日

鳥取縣知事 西尾愛治

昭和二十二年五月二十四日
外

土曜日

本書ノ大キサハ國定規格5A列

73010

01056

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第二百十五號

昭和二十二年五月三十一日定例縣會を鳥取市に招集する。

昭和二十二年五月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十二年五月二十四日
號 外

土 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格5A例

毎週 日曜日(休日) 當ル

昭和二十二年五月二十四日

昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可